

公益財団法人岡山県学校給食会定款（抜粋）

（目的）

第3条 この法人は、学校給食法（昭和29年法律第160号）及び食育基本法（平成17年法律第63号）の理念に基づき、学校教育の一環として行われる学校給食の円滑な実施及びその充実発展を積極的に支援し、もって広く児童生徒の心身の健全な発達並びに学校給食をとおした食育の推進に寄与することを目的とする。